

## 熊野少年自然の家ボルダリング・ウォール利用規約

(目的)

第1条 この規約は、熊野少年自然の家ボルダリング・ウォール（以下「熊少 BW」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 熊少 BW を利用できるものは、小学生以上で次の項目のいずれかに該当するものとする。

- (1) 熊少 BW を利用する場合は、第5条に規定する修了証を取得した者（当該施設指導員及び修了証を取得したものが指導する場合は、この限りでない。）
- (2) 熊野少年自然の家が認めた山岳団体及び登山団体に所属するもの。

第3条 熊少 BW を利用するものは、熊少 BW 同意書（以下「同意書」という。）を提出するものとする。ただし、頻繁に利用する者で、希望があれば同意証を発行し同意書を提出したものとみなすものとする。

2 利用料金は、修了証提示の上、別表1のとおりとする。

(利用時間)

第4条 熊少 BW を利用できる時間は、毎週土、日午前9時30分から11時30分、午後1時30分から3時30分まで、夜間は火、木午後6時30分から8時30分とする。ただし、体育室において熊野少年自然の家の行事または、宿泊者がある場合は利用禁止とする。

(利用者修了証の発行)

第5条 熊少 BW 利用修了証は、熊野少年自然の家が開催する事業に参加し講習を受講した希望者に、熊野少年自然の家が発行する。

(ボルダリング・ウォールの利用)

第6条 ボルダリングを行う者は、熊野少年自然の家に修了、同意証または、同意書を提示または、提出するものとする。

- (1) 小学生の利用には、成人の同伴を必要とする。
- (2) ロープクライミングを行う者は、熊野少年自然の家が認めたロープクライミングの確保ができる成人の利用者又は当該施設指導員がいなければならない。

(占有使用)

第7条 熊少 BW を講習会等で占有する場合は、使用予定日の30日前までに熊野少年自然の家と協議し、許可を得るものとする。

(利用の中止)

第8条 熊野少年自然の家は、この規約および同意書に違反した者、または熊野少年自然の家の指導に従わない者に対し、熊少 BW の利用を中止させることができる。

(事故及び責任)

第9条 ボルダリングは危険を伴うスポーツであるため、利用者は、危険性を承知したうえで同意書の署名することとし、ケガ及び事故（後遺障害及び死亡を含む。）並びに他の利用者へ損害等を与えた場合は、三重県及び熊野少年自然の家はその一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるものもほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規約は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

別表 1

区 分	利 用 料 金		その他
個 人 (児童・生徒)	2 時間以内	200 円	追加 1 時間当たり 100 円
個 人 (大 人)	2 時間以内	300 円	追加 1 時間当たり 100 円